

豊岡市公共施設照明 LED 化に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の名称

豊岡市公共施設照明 LED 化に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議（COP5）において、蛍光灯の製造等が令和 9 年までに段階的に廃止されることが決定されました。これを受け、市公共施設においても照明機器の LED 化への更新を早期に実施する必要があります。

そこで、LED への早期更新について最適な事業方法について意見をいただくことを目的としてサウンディング型市場調査を実施します。

3 対象施設

対象施設数 217 施設（別紙 2 のとおり）

※ 施設における照明数・器具仕様は未把握のため情報提供することができません。

※ 本調査においては、施設図面の閲覧・提供はありません。

※ 対象施設は現時点で検討中であり、今後変動する場合があります。

4 スケジュール

項目	日程
(1)実施要領の公表	令和 7 年 11 月 11 日（火）
(2)参加申込期限	令和 7 年 11 月 25 日（火）
(3)実施日等の連絡	令和 7 年 12 月上旬
(4)サウンディングの実施	令和 7 年 12 月 8 日（月）、9 日（火）、10 日（水）、11 日（木）
(5)実施結果概要の公表	令和 8 年 1 月中旬

5 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループで、次に掲げる要件に該当しない者です。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 参加申込書提出時点で、豊岡市指名停止基準（平成 17 年豊岡市制定）に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号）第 7 条に規定する措置の対象に該当する者

オ 市税を滞納している者

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) サウンディングの項目

- ア LED 化を効果的かつ効率的に行う実施手法について
- イ 事業対象施設の選定について
- ウ LED 化にかかる期間や費用について
- エ LED 化に必要な資料について
- オ LED 化の課題・条件について
- カ LED 化に利用可能な補助金等について

6 サウンディングの手続

(1) サウンディングへの参加申込み

サウンディングへの参加を希望する場合は、市ホームページ上に掲載されている別紙エントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールによりご提出ください。

なお、受信確認のため、送信後に末尾記載の担当者へ電話で送信した旨を伝えてください。

ア 申込受付期間 令和 7 年 11 月 11 日(火)から令和 7 年 11 月 25 日(火)午後 5 時まで

イ 申込先 (9 問い合わせ先のとおり)

(2) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあった民間事業者等の担当者宛に、実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。

なお、希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(3) サウンディングの実施

ア 実施期間 令和 7 年 12 月 8 日(月)から令和 7 年 12 月 11 日(木)まで

※午前 10 時から午後 5 時

イ 所要時間 1 時間程度

ウ 場所 豊岡市役所 会議室

※オンライン会議ツールを利用したオンライン形式による対話も可能です。

エ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計 3 部ご持参ください。オンライン会議ツールを利用の場合は、資料のデータ送付をお願いします。資料についての様式指定はありません。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。

また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

7 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募等において優位性を持つものではありません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8 別紙・参考資料

別紙 1 エントリーシート

別紙 2 対象施設一覧

9 問い合わせ先

本調査について、質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

豊岡市役所 コウノトリ共生部 コウノトリ共生課 脱炭素推進室（豊岡市役所 2 階）

担当：原田・阿部

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号

T E L : (0796) 21-9136

F A X : (0796) 24-7801

E メール : ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp